

令和4年2月28日
国土交通省

東京外かく環状道路（関越～東名）における
東京地裁の工事一部差し止めの決定について
国土交通大臣コメント

1. 首都圏三環状の一翼を担う東京外環自動車道は、首都圏の渋滞緩和、環境改善や円滑な交通ネットワークを実現する上で、重要な道路として、事業を進めております。
2. 本日2月28日に、東京地方裁判所より、工事差止仮処分命令申立の決定が事業者である関東地方整備局、ネクスコ東日本、ネクスコ中日本に送達されました。
その決定の内容は、東京外かく環状道路（関越～東名）における7本のシールドトンネル工事のうち、東名立坑発進に係る2本のトンネル掘削工事について、気泡シールド工法による掘削工事を行ってはならない旨の内容となっております。
3. 国土交通省としては、今後、決定の内容をよく確認し、関係機関と調整の上、適切に対応していきたいと思います。

（問い合わせ先）
道路局 高速道路課
企画専門官 金森
（内線） 38352
（直通） 03-5253-8500

東京外かく環状道路 シールド工事

<東名JCT付近>

(工事差止対象)

<中央JCT付近>

<大泉JCT付近>

<NEXCO東>

①本線シールド (南行)

<国土交通省>

③ランプシールド

<NEXCO東>

⑤ランプシールド

<NEXCO東>

⑦本線シールド (南行)



<NEXCO中>

②本線シールド (北行)

<国土交通省>

④ランプシールド

<NEXCO中>

⑥本線シールド (北行)